

市川町地域防災計画

市川町防災会議

目 次

第1編 総則

第1節	計画の趣旨	1
第2節	防災機関の事務又は業務の大綱	4
第3節	市川町の自然と気象	10
第4節	風水害等の危険性と被害の特徴	14
第5節	既往地震の概要	20
第6節	地震災害の危険性と被害の特徴	23
第7節	市川町の災害被害特性	25

第2編 災害予防計画

第1章	基本方針	29
第2章	災害応急対策への備えの充実	32
第1節	組織体制の整備 [総務課、住民税務課、地域振興課]	32
第2節	研修・訓練の実施 [総務課、住民税務課]	34
第3節	広域防災体制の確立 [総務課、住民税務課]	39
第4節	情報通信機器・施設の整備 [総務課、住民税務課]	41
第5節	防災拠点の整備 [総務課、住民税務課]	44
第6節	火災の予防対策の推進	47
第1款	出火防止・初期消火体制の整備 [住民税務課]	47
第2款	消防施設・設備の整備 [住民税務課]	49
第7節	防災資機材の整備 [住民税務課、総務課]	51
第8節	災害医療体制の整備 [健康福祉課、住民税務課]	53
第9節	緊急輸送体制の整備 [住民税務課、建設課]	55
第10節	避難対策の充実 [総務課、住民税務課、教育委員会]	56
第11節	備蓄体制等の整備 [住民税務課、健康福祉課、水道局]	61
第12節	家屋被害認定士制度等の整備	65
第1款	家屋被害認定士制度の整備 [総務課、建設課]	65
第2款	被災建築物応急危険度判定制度の整備 [建設課]	67
第3款	被災宅地危険度判定制度の整備 [建設課]	68
第13節	廃棄物対策 [住民税務課]	69
第14節	災害時要援護者支援対策の強化 [健康福祉課]	70
第15節	災害ボランティア活動の支援体制の整備 [健康福祉課、住民税務課]	75
第16節	水防対策等の充実 [建設課、住民税務課、健康福祉課]	77
第17節	土砂災害対策の充実 [建設課、総務課]	78
第18節	中山間地等における災害対策 [総務課、建設課]	81
第19節	災害対策資金の積立・運用 [総務課]	83
第3章	住民参加による地域防災力の向上	84
第1節	防災に関する学習等の充実 [総務課、住民税務課、教育委員会]	84
第2節	自主防災組織の育成 [総務課、住民税務課]	88
第3節	消防団の充実強化 [住民税務課、総務課]	91
第4節	企業等の地域防災活動への参画促進 [総務課、住民税務課、地域振興課]	92
第4章	治山・治水対策の推進	94

第1節	水害の防止施設等の整備	94
第1款	河川施設の整備 [建設課]	94
第2款	ため池施設の整備 [建設課]	96
第2節	地盤災害の防止施設等の整備	97
第1款	砂防施設の整備 [建設課]	97
第2款	地すべり防止施設の整備 [建設課]	98
第3款	急傾斜地崩壊防止施設の整備 [建設課]	99
第4款	治山施設の整備 [地域振興課]	100
第5款	宅地造成等の規制 [建設課]	102
第6款	災害危険区域対策の実施 [建設課]	103
第3節	災害に強い森づくりの推進 [地域振興課]	104
第5章	堅牢でしなやかな地域防災基盤の整備	105
第1節	防災基盤・施設等の整備	105
第1款	地震防災緊急事業の推進 [関係各課]	105
第2款	防災対策事業の推進 [関係各課]	107
第2節	建築物等の耐震性の確保 [建設課]	109
第3節	交通関係施設の整備	112
第1款	道路施設の整備 [建設課]	112
第2款	ヘリポート対策の実施 [総務課]	114
第4節	ライフライン関係施設の整備	115
第1款	電力施設の整備等 [関西電力㈱]	115
第2款	ガス施設の整備等 [兵庫県LPガス協会]	118
第3款	電気通信施設の整備等 [NTT西日本、㈱NTTドコモ関西、エヌ・ティ・	
	ティ・コミュニケーションズ㈱、KDDI㈱、ソフトバンクモバイル㈱]	121
第4款	水道施設等の整備 [水道局]	125
第5款	下水道施設等の整備 [建設課]	128
第6章	調査研究体制等の強化	130
第1節	気象観測体制の整備 [総務課、住民税務課]	130
第2節	風水害等に関する調査研究の推進 [総務課、住民税務課]	131
第3節	地震観測体制の強化 [総務課、住民税務課]	132
第7章	その他の災害の予防対策の推進	136
第1節	大規模火災の予防対策の推進 [住民税務課]	136
第2節	危険物等の事故の予防対策の推進	138
第1款	危険物の予防対策の実施 [総務課、住民税務課]	138
第2款	高圧ガスの保安対策の実施 [住民税務課]	140
第3款	火薬類の保安対策の実施 [住民税務課]	141
第4款	毒物・劇物の保安対策の実施 [総務課、住民税務課]	142
第5款	放射性物質の保安対策の実施 [総務課]	143
第8章	孤立集落予防対策の推進	146
第1節	対策の趣旨 [総務課]	146
第2節	孤立集落の定義と条件 [総務課]	147
第3節	孤立可能性集落の抽出 [総務課]	148
第4節	孤立可能性集落化の未然防止対策 [総務課]	151

第3編 災害応急対策計画

第1章 基本方針	153
第2章 迅速な災害応急活動体制の確立	154
第1節 組織の設置 [総務課、住民税務課、各課]	154
第2節 動員の実施 [情報連絡・庶務班]	164
第3節 情報の収集・伝達	170
第1款 気象予警報等の発表 [本部室、各班]	170
第2款 避難勧告等の判断材料となる情報の入手 [本部室、調査報道班]	177
第3款 気象情報等の伝達系統 [本部室、調査報道班]	181
第4款 災害情報の収集・報告 [本部室、各班]	182
第5款 通信連絡手段の確保及び活用 [本部室、各班]	189
第6款 収集・伝達すべき情報 [本部室、調査報道班]	191
第7款 被災者支援のための情報の収集・活用 [本部室、調査報道班]	197
第4節 防災関係機関等との連携促進	199
第1款 自衛隊への派遣要請 [本部室]	199
第2款 関係機関との連携 [本部室]	204
第3款 防災関係民間団体等に対する応援要請 [本部室、情報連絡・庶務班]	206
第5節 災害救助法の適用 [本部室]	207
第3章 円滑な災害応急活動の展開	210
第1節 消火活動等の実施	210
第1款 地震火災の消火活動の実施 [本部室]	210
第2款 水防活動 [各班]	211
第3款 監視、警戒活動、応急復旧 [現地対策班、施設管理班]	214
第2節 救援・救護活動等の実施	217
第1款 救急医療の提供 [救護班]	217
第2款 医療、助産対策の実施 [救護班]	219
第3節 交通・輸送対策の実施	224
第1款 交通の確保対策の実施 [現地対策班]	224
第2款 緊急輸送対策の実施 [情報連絡・庶務班、現地対策班]	231
第3款 県消防防災ヘリコプターの支援要請 [本部室、情報連絡・庶務班]	233
第4節 避難対策の実施 [本部室、避難対策班、調査報道班]	236
第5節 住宅の確保 [現地対策班]	248
第6節 食料・飲料水及び物資の供給	251
第1款 食料の供給 [情報連絡・庶務班、避難対策班]	251
第2款 応急給水の実施 [現地対策班]	254
第3款 物資の供給 [現地対策班、施設管理班]	257
第7節 保健衛生、感染症対策、遺体の火葬等の実施	259
第1款 健康対策の実施 [救護班、施設管理班]	259
第2款 感染症対策の実施 [施設管理班]	261
第3款 遺体の火葬等の実施 [施設管理班]	264
第8節 生活救援対策の実施 [情報連絡・庶務班]	266
第9節 災害時要援護者支援対策の実施 [避難対策班]	268
第10節 愛玩動物の収容対策の実施 [避難対策班]	271
第11節 災害情報等の提供と相談活動の実施	272
第1款 災害広報の実施 [調査報道班]	272

第2款	各種相談の実施 [本部室]	274
第3款	災害放送の要請 [本部室、調査報道班]	275
第4款	放送事業対策の実施 [日本放送協会、(株)サンテレビジョン、(株)ラジオ関西、兵庫エフエム放送]	277
第12節	廃棄物対策の実施	281
第1款	ガレキ対策の実施 [施設管理班、現地対策班]	281
第2款	ごみ処理対策の実施 [施設管理班]	283
第3款	し尿処理対策の実施 [施設管理班、現地対策班]	285
第13節	災害ボランティア等の受入れ	287
第1款	災害ボランティアの受入れ [本部室、情報連絡・庶務班]	287
第2款	労働者の雇用 [本部室、情報連絡・庶務班]	289
第14節	交通施設復旧 [JR西日本、神姫バス、日本通運]	291
第15節	ライフラインの応急対策の実施	294
第1款	電力の確保 [関西電力(株)]	294
第2款	ガスの確保 [兵庫県LPガス協会]	297
第3款	電気通信の確保 [NTT西日本(株)、NTTドコモ関西、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株)、KDDI(株)、ソフトバンクモバイル(株)]	299
第4款	水道の確保 [現地対策班]	302
第5款	下水道の確保 [現地対策班]	304
第16節	教育対策の実施 [施設管理班]	306
第17節	農林水産関係対策の実施 [現地対策班]	310
第18節	公共土木施設等の応急復旧及び二次災害防止対策の推進 [現地対策班]	311
第4章	その他の災害の応急対策の推進	317
第1節	大規模火災の応急対策の推進 [本部室]	317
第2節	危険物等の事故の応急対策の推進	319
第1款	危険物事故の応急対策の実施 [本部室、情報連絡・庶務班]	319
第2款	高圧ガス事故の応急対策の実施 [情報連絡・庶務班]	321
第3款	火薬類事故の応急対策の実施 [情報連絡・庶務班]	322
第4款	毒物・劇物事故の応急対策の実施 [本部室、情報連絡・庶務班]	323
第5款	放射性物質事故の応急対策の実施 [本部室、情報連絡・庶務班]	324
第3節	大規模事故災害の応急対策の推進 [本部室、情報連絡・庶務班]	326
第5章	孤立集落応急対策の推進	329
第1節	災害時の状況把握 [現地対策班]	329
第2節	孤立化した際の対応 [現地対策班]	330
第3節	予定外の事象への現実的対策・対応 [現地対策班]	331
第4編	災害復旧計画	
第1節	災害復旧事業の実施 [総務課、関係各課]	333
第2節	被災者の生活再建支援 [総務課、関係各課、水道局]	337
第3節	災害義援金の取り扱い [総務課]	338
第5編	災害復興計画	
第1節	組織の設置 [総務課、地域振興課、建設課、水道局]	339
第2節	復興計画の策定 [総務課、地域振興課、建設課、水道局]	341